



# 生徒指導だより



第1号  
令和7年6月発行  
生徒指導部

## 犯罪やトラブルに巻き込まれないために！！

スマートフォン等でインターネットを利用していると、利用の仕方によっては犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性があります。犯罪やトラブルに巻き込まれないよう自分自身の行動を見直してみましょう。

インターネットによるトラブルには、いじめ、SNSの炎上、オンラインゲームなどの課金、個人情報流出などがあり、架空請求、オンラインカジノ、闇バイトや特殊詐欺等の犯罪につながるような事案もあります。また、情報技術を悪用するサイバー犯罪も年々増加しています。インターネットを悪用する犯罪者がいることを理解し、軽い気持ちで利用していると被害者にも加害者にもなる恐れがあることを意識して使いましょう。



コミュニティサイトやSNS等を通じて交流を持つ相手と親しくなることがあるかもしれません、そうした相手と実際に会うと犯罪に巻き込まれる危険性があります。「SNS等を通じて交流を持った人と会うこと=命にかかわる危険なこと」にもつながりかねないと考えて、安易に会うことは避けましょう。

また、メールやSNS等の文字だけのやり取りでは何気ない言葉で思わぬトラブルに発展することもあります。一度ネット上に流れた情報は決して消えることはありません。適切な画像や動画であるか、自分や他人の個人情報の特定につながるものでないか等、十分配慮して利用しましょう。

### トラブルや犯罪に巻き込まれないためには!!

- インターネットの性質を理解する。
- 各家庭でルールを設ける。(利用時間や利用する機能・アプリの制限等)
- セキュリティ対策をする。
- 誘惑に負けない、周りに流されない、がまんする「自制力」を身につける。
- 情報の正否、危険性の有無、行動の善悪などを見極める「判断力」を身につける。
- 自分が行おうとしていることが、どのような結果を生じさせることになるか「想像力」を働かせる。

### [インターネットトラブル事例集(令和7年版)(総務省Webサイト)]

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/)

インターネットを介した様々なトラブルが上記のサイトより確認できます。よく確認し、自らの行動を省みるきっかけにしてみましょう。

### トラブルや犯罪に巻き込まれた時は!!

1人で悩まず、すぐに居住地の警察や地方公共団体などの相談窓口、学校などに相談しましょう。

#### 【相談全般】

◆警察庁Webサイト「各都道府県警察本部少年サポートセンターの少年相談窓口」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

◆特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター「チャイルドライン」<https://childline.or.jp/>

#### 【相談窓口の検索】

◆インターネットホットライン協議会Webサイト <https://www.iajapan.org/hotline/index.html>

インターネットに係わる様々なトラブルについての相談窓口を紹介しています。



- ・被害に遭うだけでなく、軽い気持ちで行った行為が犯罪になってしまうこともあるので、  
**自分の行動に責任を持ちましょう。**
- ・**自分の身を守るためにも、ルールやマナー（チケット）を守って使いましょう。**

## 「いじめ」を絶対許さない！

本校では、いじめを絶対に許さない姿勢でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めています。

具体的な取組みとしてHRや道徳でのいじめ未然防止に係る講話等の実施、いじめに関する実態調査(年3回)の実施、生徒指導・いじめ対策推進委員会の実施、いじめ問題に係る教職員研修の実施等を行っています。また、生徒・保護者からの相談に隨時応じております。なお、「翔洋学園高等学校 いじめ基本方針」は本校HPに掲載しておりますのでご確認ください。

自分自身の行動や言動を下記のチェック項目で振り返ってみましょう。

- キツイ言葉を使っていませんか？**
- 軽いつもりで叫いたい蹴ったり、ふざけた気持ちで物を投げつけたり、持ち物等にいたずらをしたりしていませんか？**
- SNSなどへ友人等の画像や動画を勝手に載せたり、誹謗中傷等を書き込んだりしていませんか？**
- 他人の物を許可なく借りたり、使ったりしていませんか？**

これらは捉え方によっては犯罪行為になりかねません。また、被害者側は心が傷つき、とても苦しんでいるかもしれません。その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものは「いじめ」として認知されます。絶対にそのような行動や言動はやめましょう。

## 交通ルールを守って、事故に気をつけよう！

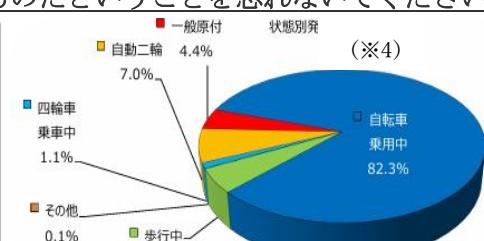
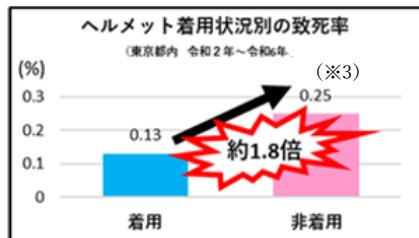
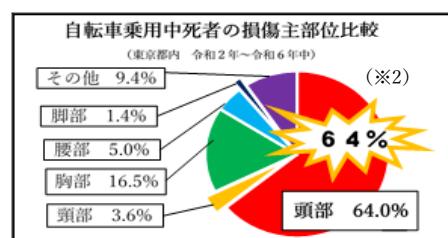
全国的に高校生の交通事故は、減少傾向で推移しているものの、依然として多くの死傷者が生じる状況が続いている。本校の生徒においても数は少ないものの、毎年交通事故の加害者・被害者になってしまうケースがある状況です。交通事故に遭わないように、改めて交通ルールをしっかりと確認し、安全運転に努めてください。

高校生の交通事故は自転車や二輪車乗車中の出会い頭の衝突や単独事故が多く、原因としては左右の安全確認不十分、無灯火、ハンドル・ブレーキ操作不適が事故の原因になっています。これらの事故は、一時停止や減速などしっかりと安全確認を行うことで未然に防ぐことができます。(※1)

また、自転車のヘルメット着用状況による致死率では、着用している場合と比較して、着用していない場合の致死率は約1.8倍と非常に高くなっています。自転車事故で死亡した人の64.0% (※2) が、頭部に致命傷を負っています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。ヘルメットの着用はあくまで努力義務ではありますが、自分の命を守るためにも必ずヘルメットを着用しま

しょう。(※3) その他、「ながらスマホ」や「傘さし運転」も安全性の欠如や視界の制限等につながり、大変危険な行為ですので、絶対にしないようにしてください。

高校生になると自転車での行動範囲も広がり、二輪車、四輪車に乗ることもあります。そのため、加害者として事故に関わる可能性が中学生年代より高くなります(※4)。交通事故で人を死傷させると、高校生といえども刑事責任や行政責任、民事責任を問われます。しかし、高校生の年代は就職や進学など、人生の夢に向かって準備する大切な時期であり、夢を実現するためには交通安全は不可欠な要素です。交通事故・違反も窃盗・傷害と同じ「犯罪行為」として刑罰の対象で、犯罪を犯すということは、将来の人生設計にも大きな影響を与えます。運転時は、自分を含めた多くの人の人生を背負っているのだということを忘れないでください。



【参考】警視庁：高校生の交通人身事故発生状況（令和6年中）